

八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

八千代市長 服部友則

八千代市条例第10号

八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例

手話は、言語である。

言語は、全ての人にとって、社会で生きていくために、お互いの考え及び気持ちを伝え合い、理解を深めていく手段として欠かせないものである。

手話は、音声言語と異なり、手指及び体の動き、表情等で視覚的に表現する目で見える言語である。手話を言語として日常生活を送るろう者にとって、言語である手話は、大切なものである。

その一方で、過去において、日本語の習得及び声で話すことを目的として、読唇及び発声訓練を中心とする口話法の推進等の社会的背景により、手話が言語として認められてこなかった歴史がある。

その後、平成18年に国際連合で採択された障害者の権利に関する条約により、手話は言語であると認められ、日本においても、平成23年に改正された障害者基本法で言語に手話を含むことが法律上初めて位置付けられ、平成26年には、同条約に批准した。平成28年に施行した千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例においても、手話は言語であることが明記され、手話に対する認識の共有及び偏見の解消が期待されている。

また、聴覚に障害のある人には、ろう者のほか、中途失聴者、難聴者、盲ろう者等があり、個々の障害の状況により、使用する言語及びコミュニケーションの手段が異なる。手話は言語であることさえ認めれば直ちに聴覚に障害のある人の情報の保障及びコミュニケーションが確保される訳ではない。

八千代市においては、県内でも早い段階から、市内の聴覚に障害のある人の要望等により、平成2年に八千代市手話通訳者設置事業を開始したほか、平成

7年に八千代市手話通訳者派遣事業を、平成20年には同事業に要約筆記事業を含めた事業として開始する等の聴覚、言語機能、音声機能その他に障害のある人の意思疎通の支援に積極的に取り組んできた。今後の事業の継続及び更なる充実が必要である。

更に、身体障害、知的障害、精神障害等の様々な障害のある人にとってもコミュニケーションは、大切なものである。それぞれの障害の特性に応じたコミュニケーションが実施されなければ、伝え合い、及び理解を深めるという初歩的な関係づくりが円滑に進まず、相互理解が困難となる。

コミュニケーション手段は、障害者の権利に関する条約により、手話を含む言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆記、音声等による多様なコミュニケーション手段があるとされ、障害者基本法により、全ての障害者について、可能な限り、手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会の確保及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが明記された。

障害者が日常生活及び社会生活において安心してコミュニケーションを図るためには、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び利用の機会を整備するとともに、市民等の理解の促進を図る必要がある。

このような状況から、ここに、手話は言語であること並びに障害者がコミュニケーション手段を選択し、及び利用する権利を尊重することを広く市民等と共有し、並びに全ての市民等が住み慣れた地域で共に暮らし、及び共に参加する地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話は言語であること及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段及び情報の取得についての基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
 - (2) 事業者 市内で事業活動を行う全てのものをいう。
 - (3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、触手話、手のひら書き、ヒアリンググループ、点字、音声、拡大文字、指点字、平仮名表記、代筆、代読、絵、機器その他の障害者が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通の手段をいう。
 - (4) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助員その他の障害者の意思疎通の支援を行う者をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）において使用する用語の例による。

（基本理念）

第3条 手話は言語であることへの理解及び普及は、市民等が手話により相互に意思を伝え合う権利を有し、手話の利用について尊重されることを基本として行わなければならない。

- 2 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障害者自らがコミュニケーション手段を選択する機会を確保し、及び情報を取得することについて尊重されることを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条各項に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話は言語であることに対する理解及びその普及の促進に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策
- (4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段による情報の取得及びコミュニケーション手段を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (5) コミュニケーション支援者の確保及び養成に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策（以下「施策」という。）の推進に当たり、障害者、コミュニケーション支援者その他の関係者から意見を聴くものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深め、施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念を尊重し、必要に応じてコミュニケーション支援者と連携し、障害者が利用しやすいコミュニケーション手段の確保及び情報の取得について配慮するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第7条 市は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（その他）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。